



埼玉県報

第201号
令和3年(2021年)
4月20日
火曜日

目次

訓令

- 県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令(税務課)

告示

- 電子複写機用紙に関する入札公告(入札課)
- 業者情報管理システム再開発業務委託に関する入札公告(入札審査課)
- 電子入札共同システムヘルプデスク業務委託に関する入札公告(入札審査課)
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告(共助社会づくり課)
- 令和3年度埼玉県ふぐ調理師試験(食品安全課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉県感染防止対策協力金(第5期)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(先端産業課)
- 上里幹線土地改良区の役員就任届(本庄農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 県道松戸草加線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(公営企業・財務課)
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示(公営企業・財務課)
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示(下水

道事業課)

- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その3に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し(選挙管理委員会)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し(選挙管理委員会)

正誤

- 埼玉県人事委員会規則6-95中訂正(任用審査課)

埼玉県訓令第二十一号

訓 令

総 務 部
県税事務所

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程（昭和三十五年埼玉県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。
第五号様式中「㊦」を削る。

第六号様式から第九号の二様式までの規定中「あて」を「宛て」に改め、「㊦」を削る。

第十三号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、

		「	
		当該財産等をした日まで	
		」	
年	月	日から	日まで
年	月	日から	日まで
差し押さえられた日から3月を経過		契約書に	確認による印
年	月	日	
		を	
		「	
		当該財産等を	
		」	

年 月 日から 年 月 日まで
差し押さえられた日から3月を経過した日を限度として
年 月 日 まで
を改める。

- 第十六号様式及び第二十一号様式中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。
- 第二十九号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。
- 第三十号様式中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。
- 第四十六号様式及び第五十号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。
- 第六十号様式中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。
- 第六十六号様式、第六十八号様式、第八十号様式、第九十号様式、第九十二号様

式及び第九十五号様式中「あつせ」を「あせ」に改め、「あせ」を削る。
第九十七号様式及び第九十八号様式中「あせ」を削り、「あつせ」を「あせ」に改める。

第九十九号様式中「あせ」を「あせ」に、

「あせ」を「あせ」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第五百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

電子複写機用紙 22,780箱（A 4判 21,300箱 B 4判 280箱 A 3判 1,200箱）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 納入場所

埼玉県庁本庁各課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 大塚 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月18日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月17日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月18日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年6月18日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年6月3日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年5月6日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

Papers for electronic copying machines: A4 size (21,300 boxes) ,
B4 size (280 boxes), A3 size (1,200 boxes)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, June 18, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, June 17, 2021

In Person: 10:00 am, Friday, June 18, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第五百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

業者情報管理システム再開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札審査課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市と種類をほぼ同じくする契約を平成31年4月1日以降に誠実に履行した実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課システム担当 関、小野 電話048-830-5770（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月10日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札審査課 令和3年6月10日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年5月27日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年5月6日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Contract for the Redevelopment of the Builder Management System

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 9, 2021

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., June 10, 2021

(3) Contact Information:

Bidding Inspection Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Ph. 048-830-5770

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子入札共同システムヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年7月1日（木）から令和6年7月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札審査課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市と種類をほぼ同じくする契約を平成31年4月1日以降に誠実に履行した実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課システム担当 谷川、益子 電話048-830-5770（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月16日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月15日（火）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札審査課 令和3年6月16日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年5月20日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年5月6日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operation of the Electronic Bidding System “Helpdesk”

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 15, 2021

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., June 16, 2021

(3) Contact Information:

Bidding Inspection Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Ph. 048-830-5770

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・埼玉

二 代表者の氏名

男澤 望

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝二丁目四番二十五号

四 当該認定の有効期間

令和三年四月二十日から令和八年四月十九日まで

告示

埼玉県告示第五百三十四号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

イ 学科試験

令和三年八月十七日（火）

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター中会議室

ロ 実技試験

令和三年八月十九日（木）

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際学院埼玉短期大学

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

令和三年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

ロ 試験手数料

一万八千四百円を受験願書等の提出時に納付すること。

ハ 出願期日及び提出場所

令和三年六月一日（火）午前九時半から正午まで及び同月二日（水）午後一時から午後四時まで

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館五一一会議室

ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

五 令和三年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品・医薬品安全課及びさいたま市保健所（大宮市場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

川口市保健所

越谷市保健所

六 合格発表

令和三年九月十七日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。

告 示

埼玉県告示第五百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東京インテリア家具入間店

埼玉県入間市宮寺字開発三千百八十六―二 外 五筆

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川隆弘

長野県長野市稲里町中央四丁目二十番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川隆弘

長野県長野市稲里町中央四丁目二十番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年十二月九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千七百五十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年四月八日

二 縦覧期間

令和三年四月二十日から令和三年八月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月二十日から令和三年八月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP高麗川店

埼玉県日高市高麗川三丁目一番地二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から午後八時

（変更後）午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前七時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年五月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年四月八日

二 縦覧期間

令和三年四月二十日から令和三年八月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月二十日から令和三年八月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県感染防止対策協力金（第5期）支給業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部先端産業課総務・企画担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3
丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年2月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号

5 契約金額

90,834,403円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第五百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上里幹線土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	新井 富夫	埼玉県本庄市児玉町上真下四百四十二番地

告 示

埼玉県告示第五百三十九号

令和二年埼玉県告示第五百十六号で公示した公共測量は、令和三年三月二十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百四十号

令和二年埼玉県告示第千二百六十六号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百四十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一〇―一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼一番外五百九十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万二千二百八十九立方メートル

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和4年1月1日（土）から令和8年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月9日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月8日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月9日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和3年6月9日（水）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年6月2日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和3年5月6日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
Computers for Accessing Police Network.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.
June 9, 2021 By mail; 5:00 p.m. June 8, 2021 In person; 10:20 a.m. June
9, 2021

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>県道松戸草加線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>八潮市大字西袋字川西五六九番四地先から 同市大字柳之宮字川向六六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年四月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月一日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第八号で 告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長一七二・五三メー トル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年一月十九日

指令川建セ第〇一〇一五一号

二 検査済証番号

令和三年四月十五日

川建セ第〇三〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字富田字原三千三百十六番一外十三筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区三田二丁目九番十一号

株式会社東京ロジステック小林徳市運送 代表取締役 小林 秀男

告 示

埼玉県公営企業告示第九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和三年度及び令和四年度において埼玉県企業局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和三年四月二十日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

競争入札に参加することができる者は、令和二年埼玉県告示第八百七十号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告示

埼玉県公営企業告示第十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和三年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和三年四月二十日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に記載された者とする。
 - 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六十二条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
入札公告において定める。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
74,800,000円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
34,125,000円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
38,720,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
28,525,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
94,600,000円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社栃木工場
栃木県佐野市築地町715番地
- 5 随意契約に係る契約金額
55,000,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その3 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
27,600,000円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告示

埼玉県選管告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和三年四月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
新座市生涯学習センター	埼玉県新座市東北二丁目三十六番十一号	新座市教育委員会	百五十四人

告示

埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、吉見町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和三年四月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
吉見町コミュニティセンター	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四百十一番地	吉見町長	百五十人

正 誤

埼玉県人事委員会規則六―九五（令和三年二月二十四日第百八十五号）中訂正

ページ 行

二 前から十

誤

免許資格職職員の項

正

免許資格職職員採用試験の項